

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（機能WT）」

第5回議事概要

日 時：令和2年9月17日（木）9：00～12：00

場 所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
平泉 武	神戸市行財政局 税務部 収税課 担当係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
藤田 さおり	三条市総務部 収納課 収納係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
吉野 元久	富士市総務部 情報政策課 主幹
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
小松 幸司	南国市税務課 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府 CIO 補佐官

（総務省）

小山 里沙	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶
2. 第5回 WT の議題（12. 滞納整理（2. 4. 16. 分納誓約による時効中断処理～2. 9. 4. 公売通知書等作成））について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）を議論
3. 直近の作業のご依頼

【意見交換（概要）】

■2. 4. 22. 分納不履行管理について

- 納付回ごとの履行有無を参照できる機能について、履歴参照によって充足可能だが、業務効率化の観点で、必須と考えている。

- 当市でも同様の意見である。
→たたき台「また、納付回ごとの履行有無が参照可能であること。」を、必須機能に修正する。
- 2.4.28.「分納納付書の作成」で、不履行者への催告の一括出力機能は定義されているが、CSV出力も必要性が高いか。
- 当市では、不履行者を抽出した後 CSV で一括出力し、催告書出力しているため、必要性は高い。
→その他の構成員から特段意見ないため、分納不履行者リストの CSV 出力機能を、必須機能として追加する。

■2.4.22. 分納不履行管理について

- 当市では、口座振替依頼書をシステムからデータを抽出していない。様式などを PDF ファイル化し、印刷業者に発注している。
→本帳票を滞納システム上出力する必要性が低いと判断し、たたき台を削除する。

■2.7.1. 財産・権利者情報管理について

- 2.8.13.「回答情報の管理」と、本要件の違いを確認したい。
- 処分財産は、滞納処分の調書に掲載するため、2.8.13.で入力された財産を参照し、権利者情報や第三債務者情報等を付記する立ち位置と整理している。
- 了解した。
→たたき台上、権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者 等）と追加する。

■2.7.3. 滞納処分管理について

- 当市では、現行運用で、システム外で番号を管理している。システム上管理可能であれば、問題ない。
- 事務局に、出力の定義について確認したい。
- 紙、画面への出力を想定している。
- 承知した。なお、当市では滞納処分を管理する番号を登録する機能があるが、番号を用いた検索ができないが、利用する場面はあると考える。
→たたき台に、管理（参照、登録、修正、削除）を追記する。また、管理番号で抽出できるような記載について、事務局で検討する。

■2.7.11. 配当計算書作成・管理について

- 配当に限らないが、同一人物かを判定するため、マスタ管理の必要があると考える。なお、当市では債権者、第三債務者についてマスタ管理されている。
- 当市も、マスタ管理機能は必要だと考えるが、配当計算に限った機能ではないと考えている。配当計算書作成以外にも、滞納処分全体でマスタ管理機能を定義する必要があると考えている。
→たたき台を必須機能に修正する。
→マスタ管理できるよう、たたき台に追記する。
→滞納処分全体として用いる債権者、第三債務者のマスタ管理機能の記載先を、事務局で検討する。

■2.7.14. 滞納処分の解除書作成について

- 一部解除機能について、当市が推進している自治体クラウドにおいては、自治体とシステムベンダ間で新たに要件化した。一部解除機能は業務上頻度が高いため、明確な記載が必要と考えている。具体的には、「一部解除の対応」と記載でもよいが、差し押えした財産の一部、預金取立ての一部解除等、差押えの画面でできる機能を列挙する記載の方が正確と考える。

→一部解除機能について、たたき台に記載する。

→2.7.2. 滞納処分管理に、各滞納処分の解除情報を管理できるよう、たたき台に必須機能として追加する。

■2.8.12. 発行情報管理について

- 発行課について、交渉経過上の手入力で問題ないとする。

→発行課（出先機関含む）を、たたき台から削除する。

■2.9.1. 公売管理について

- 配当情報の定義を確認したい。
- 換価後の配当先等を想定している。
- 配当情報は、2.7.10.「配当計算書作成・管理」で管理できていると考える。

→本たたき台上は不要となるため、配当情報を削除する。

以上